

- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 26 条に基づき、独立行政法人農業者年金基金が定める開示請求に係る手数料等について

〔平成 17 年 3 月 30 日  
制 定〕

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）第 18 条第 1 項及び 2 項の例により、独立行政法人農業者年金基金が定める開示請求に係る手数料について次のとおり定める。

- 1 開示請求に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記載されている法人文書 1 件につき 300 円とする。
- 2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書により行うときは、1 の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。
  - (1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることで適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - (2) (1) に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求に係る手数料は、独立行政法人農業者年金基金の指定する金融機関の口座に振り込んで納付するか、又は独立行政法人農業者年金基金の個人情報保護窓口において現金で納付しなければならない。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、郵送に要する費用を納付して、保有個人情報が記録された法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付しなければならない。